

令和2年6月12日

【内閣府】

【概要書】

令和元年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受け講じた措置

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和元年度

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の
報告書を受けて講じた措置（概要資料）

本報告書の位置付け

- 国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法の附則において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨規定されている。

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

国会事故調提言

- 提言 1：規制当局に対する国会の監視
- 提言 2：政府の危機管理体制の見直し
- 提言 3：被災住民に対する政府の対応
- 提言 4：電気事業者の監視
- 提言 5：新しい規制組織の要件
- 提言 6：原子力法規制の見直し
- 提言 7：独立調査委員会の活用

※提言 1、提言 4 の一部、提言 7 は国会に対する提言。

- 提言を受けて平成 30 年度までに講じた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、令和元年度に講じた主な措置（※令和 2 年 4 月 1 日の措置を一部含む。）について取りまとめている。
- 本報告書は、関連する閣議決定白書で報告されている取組等を、各提言に対応する形で取りまとめている。
- 本概要資料の主な措置のうち、今後の課題に係る記載にはアンダーラインを付している。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

基本的な対応

- 平成 24 年 9 月に、原子力災害対策本部等を拡充するとともに、原子力防災会議を設置。同年 10 月、原子力災害時に官邸を中心とした情報収集・意思決定を行う体制を確保。平成 26 年 10 月に原子力防災に係る総合調整を一元的に担う内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、原子力防災体制を抜本的に強化。
- 13 地域それぞれの「地域原子力防災協議会」の活動を通じ、地域防災計画・避難計画の具体化等を支援。令和 2 年 3 月には、「女川地域の緊急時対応」を取りまとめ、その内容を確認。川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域の「緊急時対応」は原子力防災会議で了承済み。継続して計画を改善・強化。自然災害との複合災害も想定し、原子力総合防災訓練を実施。
- 平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域（PAZ（原子力施設からおおむね 5 km）、UPZ（同おおむね 30 km））、緊急時活動レベル（EAL）等を設定。国と地方の役割分担を含むオフサイト対応措置を強化。緊急時モニタリング体制や原子力災害時の医療体制を強化。

提言 2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

- 11 月 8 日～10 日に、島根原子力発電所を対象に、原子力総合防災訓練としては初めて 3 日間に渡り令和元年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて、県・市の避難計画に基づく事態の進展に応じた段階的な防護措置を実施・検証し、その実効性を確認した。
- 原子力災害対応体制の充実のため、原子力災害対策本部の要員の 2 交代制を導入した。
- 令和 2 年 3 月 30 日に、国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）の指摘を踏まえ、原子力規制委員会は、核燃料物質等のみならず、核原料物質、放射性同位元素を含め、陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。原子力災害時の医療体制の整備については、4 月に基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた 4 大学と緊密に連携を図るとともに、原子力災害医療関係機関のネットワークの構築を進めた。
- 7 月 3 日に原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、安定ヨウ素剤の適切な服用のタイミング及び服用を優先すべき者への配慮に関する内容や、薬剤師会会員が所属する薬局等での配布を可能とすることなどを示した。
- 平成 30 年度に実施した原子力事業者防災訓練の結果見出された事項など、複数の課題を整理した上で、原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL）を見直すこととし、令和元年度第 61 回原子力規制委員会（令和 2 年 2 月 5 日）において、原子力災害対策指針及び関係規則等の改正を決定した。

提言 2 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

（地域防災計画・避難計画の策定支援等）

- 令和2年3月25日に、女川地域原子力防災協議会において「女川地域の緊急時対応」を取りまとめ、その内容を確認した。
- UPZにおいて、緊急配布の受取の負担を考慮した場合、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される住民等に対する地方自治体の判断による 安定ヨウ素剤の事前配布の取組等を推進 することとした。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、「原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。令和元年度第2次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行った。令和2年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な 放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援 を行うこととしている。

（住民の段階的な防護措置や長期化対応に係る訓練・研修の強化）

- 北海道との共催により、雪害が発生する中で北海道電力泊原子力発電所の事故を想定した、ブラインド訓練を実施した。
- 原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施した。
- 万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めているとともに、12月に長期化対応の研修を、令和2年2月に訓練を実施した。

（緊急時モニタリング体制の充実・強化）

- 各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、運用の向上を図った。

提言 2 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

基本的な対応

- 国は平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出し、福島県はこの基金を活用して、県民健康調査や内部被ばく線量の検査等を実施。環境省は、福島県が行う取組を支援するとともに、疾病罹患動向の把握、地域ニーズに合ったリスクコミュニケーション事業等を実施。「総合モニタリング計画」に沿ってモニタリングを実施し、原子力規制委員会が結果を公表。
- 除染特別地域は環境省等が、汚染状況重点調査地域は市町村が中心となって除染を実施。帰還困難区域を除き、平成30年3月には全ての面的除染が完了。
- 中間貯蔵施設については、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（平成31年3月8日閣議決定）に沿って事業を実施。
- 令和2年3月までに全ての避難指示解除区域及び居住制限区域の避難指示を解除。避難指示解除後は、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」の要件に沿って、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化。
- 原子力損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に基づき、東京電力が実施。
- 「福島相双復興官民合同チーム」が被災事業者・農業者の事業再開等を支援。「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」を強力に推進。

提言3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

(健康管理・健康不安への対応)

- 4月12日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。また、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識及び科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を5月に更新し、福島県内の市町村等に配布した。

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

- 帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施した。
- 令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針として、福島県内の避難指示が出されたことのない市町村に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とし、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら配置の適正化を図ることを決定した。

提言3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書、環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

(除染)

- 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、同計画に沿って家屋等の解体・除染を実施している。
- 森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として14地区を選定し、令和2年1月には、モデル事業の成果や課題等について中間取りまとめを実施した。また、令和2年3月までに11地区で事業を完了した。

(中間貯蔵)

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、令和元年度末までに、1,759人、約1,164haの契約に至るなど着実に進捗してきている。令和2年3月には双葉町減容化施設の稼働を開始し、同施設で発生した灰の廃棄物貯蔵施設へ貯蔵を開始した。中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、年度末までに累計で約668万 m^3 を搬入した。
- 令和2年1月に「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する、②令和3年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す、③これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、令和2年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する、などの方針を公表した。
- 除去土壌等の最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、再生利用実証事業などの取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、令和2年3月までに、全ての避難指示を解除した。

- 帰還困難区域については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の 特定復興再生拠点区域においてインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進める帰還環境整備を開始しており、令和2年3月には、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を、帰還困難区域として初めて行った。これを受け、JR常磐線の全線で運転再開となった。

(賠償)

- 原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、令和2年3月31日時点で、累計約9兆4,836億円を支払った。
- 避難指示区域内の新たな農林業の営業損害賠償等について、平成31年初頭より、東京電力と福島県のJAグループ協議会との間で協議を重ね、令和2年以降に実施することとなった。
- 損害賠償請求権の消滅時効に係る広報等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、政府広報ラジオによるお知らせ等を実施した。

(復興支援)

- 被災12市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、令和元年度予算として約16億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災市町村で実施した。なお、官民合同チームは、令和2年3月末までに約5,400の事業者及び約1,900の農業者を個別訪問した。
- 12月に、復興・創生期間後も見据え、浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けて国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を、復興庁・経済産業省・福島県が策定した。
- 福島イノベーション・コースト構想については、具体的な取組が進展しており、同構想の中核を担う拠点である「福島ロボットテストフィールド」や、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が、令和2年3月に全面開所した。令和2年度関連予算として計69億円を計上した。
- 福島新エネ社会構想に基づく関連予算として、令和元年度予算で計673億円を措置するとともに、令和2年度予算では計628億円を計上した。

提言 4 : 電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

基本的な対応

- 原子力規制委員会は被規制者等との面談等のルールを定め、情報公開を徹底。原子力事業者等が平成 24 年に設立した「原子力安全推進協会（JANSI）」において事業者間の相互監視体制を構築。
- 原子力産業界での連携を強化し、原子力発電所の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた組織として、「原子力エネルギー協議会（ATENA）」を平成 30 年に設立。
- 東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原賠機構）と共同作成した特別事業計画等に基づき、履行に向けて、組織改編などガバナンス体制の再構築を推進。「原子力改革特別タスクフォース」における危機管理の取組の「原子力改革監視委員会」による監視監督、放射線に関する全データを公開など、福島への責任の貫徹等に尽力。
- 廃炉・汚染水対策のための体制を強化し、引き続き事業者に加え国も前面に立って対策を実施。汚染水対策については、予防的かつ重層的な対策を実施。廃炉を着実に進められるよう、平成 26 年 5 月に原賠機構に「事故炉の廃炉支援業務」を追加。平成 28 年 4 月より「櫛葉遠隔技術開発センター」（櫛葉町）、平成 30 年 3 月より「大熊分析・研究センター」（大熊町）の運用を開始。
- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施等を要求。労働基準監督機関は、実施状況の確認や必要な指導を実施。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(被規制者との安全性向上に係る意見交換)

- 平成 26 年 10 月から、原子力事業者の安全性向上への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。令和元年度は、安全性向上に係る取組や改善事項案等を主な論点として、11 事業者と意見交換を行った。
- 被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、令和 2 年 2 月より、被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の本格的な運用を開始した。

提言4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた
不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書)

(リスク情報の活用)

- 原子力リスク研究センター (NRRC) は、①確率論的リスク評価 (PRA) 手法の現場での活用・実践に係る支援活動、②PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト (伊方発電所3号機、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機) についての海外専門家による PRA 専門家レビューと得られたコメントへの対応方針の検討、③浜岡原子力発電所4号機のデータを活用した津波 PRA の高度化、などを行った。

(自主規制機関の取組)

- JANSI は、①柏崎刈羽原子力発電所、志賀原子力発電所、大飯発電所におけるピア・レビュー、②運転実績及び安全向上活動に係る指標データやピア・レビューに基づく発電所の評点付けとその結果の JANSI 会費への反映、③原子力産業界の安全性向上に大きく貢献した発電所の活動の表彰、などを行った。

(原子力産業界での取組の強化)

- ATENA は、①米国原子力エネルギー協会との技術協力協定の締結、「原子力規制監査において活用する安全実績指標 (PI) に関するガイドライン」の発行、②「サイバーセキュリティ対策導入自主ガイド」の発行、③「国内原子力発電所における非常用ディーゼル発電機不具合の傾向と改善策について」の発行、④ATENA フォーラム 2020 の開催、などを行った。

提言4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告)

(廃炉・汚染水対策)

- 汚染水対策は、3つの基本方針（汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、汚染源を「取り除く」）の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。
- 汚染源に水を「近づけない」対策については、既に凍結が完了した凍土方式の陸側遮水壁及びサブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが引き続き機能している。
- 汚染水を「漏らさない」対策については、平成31年3月にフランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクに切り替えが完了しており、万一の漏えいに備え、漏えいした水が外部環境に流出しないよう、タンク周囲における二重^{せき}堰の設置や1日複数回のパトロール等を実施している。
- 汚染源を「取り除く」対策については、多核種除去設備（ALPS）等によって浄化処理を行っている。経済産業省において「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の令和2年2月の報告書も踏まえ、政府としてALPS処理水の取扱い方針を決定するため、4月から地元自治体や農林水産業者をはじめとする幅広い関係者の意見を伺う場を開催することとした。
- 使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、初号機において平成30年1月から開始した北側のがれき撤去等を進めた。2号機においてはオペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3号機においては平成31年4月から燃料取り出しを開始し、令和2年3月31日時点で全燃料566体のうち119体の取り出しを完了した。
- 燃料デブリの取り出しは、世界でも前例のない困難な取組であるが、令和元年12月に改訂した中長期ロードマップにおいて、初号機の燃料デブリの取り出し方法を確定し、令和3年内に2号機で試験的取り出しに着手し、その後、段階的に取り出し規模を拡大していくことを示した。
- 原子力規制委員会は、東京電力の廃炉・汚染水対策に係る作業の進捗状況に応じて、21件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の確認を行いながら、同社の取組を監視している。令和元年度においては、東京電力による1号機及び2号機使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定、1号機廃棄物処理建屋の残水処理及び4号機タービン建屋等の滞留水の優先処理の完了等を確認した。また、令和2年3月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を改定し、約10年後に目指すべき姿を掲げ、その達成に必要な約3年間の主要なリスク低減目標を示した。

提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

基本的な対応

- 平成24年9月に、関係行政機関が担っていた原子力の規制等の機能を統合し、国家行政組織法第3条に規定される委員会として、原子力規制委員会を設置。平成27年9月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめでは、独立性・中立性の向上のために内閣府へ移管する必要性は見出し難いとの結論。
- 意思決定の透明性を確保し、電気事業者等との面談はルールに従って公開。毎年、原子力規制委員会年次報告を国会に報告し、公表。
- 原子力規制委員会は民間等の実務経験者や若手職員等の採用に尽力。平成26年3月に「原子力安全人材育成センター」を設置。国際機関等への職員派遣などを積極的に実施。平成27年9月の原子力規制委員会でノーリターンルールの運用方針を決定。
- IAEAのIRRSや国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）での指摘や、委嘱した国際アドバイザーの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて自己変革を実施。平成28年4月に、原子力規制庁に内部監査や業務改善指導等を行う監査・業務改善推進室を設置。

提言5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(独立性の確保)

- 原子力規制委員会は、引き続き、組織理念の一つである「何のものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。
- 平成29年度原子力規制委員会（平成29年11月15日）において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員が、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。
- 本取組の一環として、4月に同委員会委員長及び委員が四国電力伊方発電所を視察し、愛媛県オフサイトセンターにおいて、愛媛県知事、伊方町長、八幡浜市長等の地元関係者と意見交換を行った。令和2年2月には、同委員会委員長及び委員が九州電力川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長、阿久根市長、日置市長等の地元関係者と意見交換を行った。

提言5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(透明性の確保)

- 原子力規制委員会は、審査の透明性の向上のための取組として、被規制者との面談の自動文字起こし結果の試運用を平成31年4月より開始し、公開の対象となる面談等の規模を拡大した本格的な運用を令和2年2月より開始した。令和元年度においては、自動文字起こしによる486件の議事録をホームページに掲載した。
- 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析のための現場保存の指示と廃炉作業に係る指示が、現場で作業を行う東京電力の混乱・支障となることを避けるため、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力ホールディングス、日本原子力研究開発機構その他関係機関との連絡・調整会議を随時公開で開催することにより、透明性の確保を図った上で、双方の作業の方針や実施計画を共有確認し、統一された認識のもと、それぞれの指示を整合させることとした。

提言5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制委員会の人材確保・育成)

- 原子力規制委員会は、民間企業等の実務経験者 33 名、新規採用者 22 名を採用した結果、令和 2 年 3 月 31 日時点の職員数は 1,008 名、定員充足率 95.4% (定員 1,056 名) となった。
- 広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するため、平成 28 年度から実施している大学等と連携した原子力規制人材育成事業として、17 案件を実施した。
- 原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野からなる検査官等の任用資格のうち、基本資格を取得するための職員向けの教育訓練課程を平成 30 年度から継続して実施している。
- 令和 2 年 4 月より開始する新検査制度の本格的運用に対応するため、規制業務全般の基本的な知識を習得するための研修を充実させた上で、現に検査官等として職務を行っている職員を対象に、新検査制度の施行等に必要研修・試験を行い、原子力検査資格を付与し、必要な検査官等を確保した。

提言5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)(再掲)→提言2 1)(2ページ)

- 11 月 8 日～10 日に、島根原子力発電所を対象に、原子力総合防災訓練としては初めて 3 日間に渡り令和元年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて、県・市の避難計画に基づく事態の進展に応じた段階的な防護措置を実施・検証し、その実効性を確認した。

提言5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

- 原子力規制委員会は、「原子力規制委員会マネジメント規程」、「原子力安全文化に関する宣言」「核セキュリティ文化に関する行動指針」に基づき、原子力規制委員会第1期中期目標（平成27年4月から令和2年3月まで）、原子力規制委員会令和元年度重点計画等に沿って各業務を実施した。令和元年度での原子力規制委員会職員等からの内部通報は0件であった。
- 令和元年度第49回原子力規制委員会（令和元年12月18日）において、平成28年に受け入れたIRRSの指摘を踏まえ、規則及びガイドを定期的に見直す旨の規定を追加するとともに、最新のIAEA基準の要素の取り入れ、マネジメントと行政通則法令等との関係の明示等も含め、原子力規制委員会マネジメント規程の全部改正を行った。
- 令和元年度第61回原子力規制委員会（令和2年2月5日）において、原子力規制委員会第1期中期目標に係る取組を踏まえた上で、確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、次年度からの5年間で備えるべきことに関する目標を盛り込んだ 原子力規制委員会第2期中期目標（令和2年4月から令和7年3月まで）を策定した。

(IRRS フォローアップミッションの受入れ)

- 原子力規制庁は、平成28年のIRRSミッションからの勧告・提言等に対する取組状況について改めて評価を受けるIRRSフォローアップミッションを、令和2年1月に受け入れた。
- IRRS フォローアップミッションの受入れに先立ち、原子力規制委員会は、追加的に放射性物質の陸上輸送規制に関しても評価を受けることとした上で、平成28年のIRRSミッションの勧告・提言等に対する原子力規制委員会の取組や、放射性物質陸上輸送に係るIAEA安全基準への適合状況を自ら評価した報告書を取りまとめ、IAEA事務局に提出した。
- IRRS フォローアップミッションの結果、平成28年のIRRSミッションで受けた13の勧告と13の提言のうち、新検査制度の導入などにより10の勧告と12の提言について対応が完了するなど、大きな進展があったことが確認された。統合マネジメントシステムなどについては、今後も取組を継続することとされた。

(IPPAS フォローアップミッション報告書の受領)

- 政府は、平成26年度に受け入れたIAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるためのフォローアップミッションの報告書を4月に受領した。同報告書では「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制に顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。

提言 6 : 原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

基本的な対応

- 原子炉等規制法を改正し、世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入。平成 25 年に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等のいわゆる新規制基準を策定。最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に見直しを実施。
- 原子力規制委員会が検討会を立ち上げ、平成 26 年 10 月に「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書」を公表し、国際社会にも発信。
- IRRS 等のミッションの受入れ、国際機関が開催する各種会合、海外機関との二国間協力の枠組み等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有。
- 平成 29 年 4 月の原子炉等規制法の改正により、検査制度を見直し、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底、規制機関による包括的な監視・評価、検査結果を踏まえた原子力施設ごとと評価結果のその後の監視・検査の継続又は強化への反映等により、より高い安全性の確保を行うこととした。

提言 6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(検査制度の見直し)

- 令和 2 年度からの新たな検査制度の施行に向けて、法令類の整備として、政令、関係規則及び内規等の改正・策定を行った。また、平成30年10月から開始した試運用について、令和元年10月からは全ての原子力施設において、検査の指摘事項に対する重要度評価や、プラントの総合的な評価等を含め、リスク重視で検査を行う考え方を規制側と事業者側との双方で共有しながら、制度全体の運用の確認を実施するなど最終的な準備を進め、令和 2 年 4 月 1 日の法施行を受けて、新たな検査制度の本格運用を開始した。

提言 6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力事業者の緊急時対応能力強化)

- 事業者の緊急時対応能力強化のため、実用発電用原子炉に加えて、核燃料施設等についても原子力事業者防災訓練の評価を開始した。
- 令和元年度訓練実施方針に基づいた事業者の判断能力及び現場対応能力向上のための訓練を引き続き実施した。

提言 6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直ししていくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)

- 大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直し等を踏まえ、既許可の原子力発電所の降下火砕物の最大層厚の設定が不相当として、原子力規制委員会は、4月に関西電力に対して大飯発電所3号炉及び4号炉、高浜発電所1～4号炉並びに美浜発電所3号炉の設置変更許可の申請を命じた。9月に関西電力から設置変更許可申請を受け、審査を実施している。
- 津波警報が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」による津波については、取水路防潮ゲート開状態では、基準津波として選定する必要があることから、原子力規制委員会は、7月に高浜発電所1～4号炉の設置変更許可申請が必要であることを決定した。9月に関西電力からの設置変更許可申請を受け、審査を実施している。
- 震源を特定せず策定する地震動に関する検討については、原子力規制委員会は、8月に検討チームの検討結果が報告されたことを受け、「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」として取りまとめた標準応答スペクトルを規制へ取り入れることを決定した。そして、令和2年3月に、標準応答スペクトルの見直し方法、対象の原子力施設、経過措置期間等の基本的な方針を決定し、設置許可基準規則解釈及び審査ガイド改正案の作成を指示した。
- 特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成していない原子炉に対しては使用の停止を求める方針について、10月に原子力規制委員会は、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかである原子炉に対しては、重ねて使用の停止を命じない方針等を了承した。川内原子力発電所1号炉及び2号炉、高浜発電所3号炉及び4号炉のそれぞれについて、九州電力、関西電力から、停止が明らかである文書が提出された。

(国内外の事故・トラブル情報等の規制への反映)

- 原子力規制庁は、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理後に、スクリーニングを経て、規制対応を要するか否か等を検討する技術情報検討会を5回開催し、令和元年度中に議論が取りまとめられた事案については、いずれも規制対応を要しないものであることを確認した。

(原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会)

- 原子力規制庁は、国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果等について、炉安審・燃安審に報告し(7月5日、12月23日)、両審査会から助言を受けた。

(放射線審議会)

- 放射線審議会は、国際放射線防護委員会(ICRP)2007年勧告の国内制度等への取り入れの進め方等の課題について審議を行い、「女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度(「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む。)に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」及び「『実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方』に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」を取りまとめた。

(国際会議への参画等)

- 原子力規制委員会は、IAEAや経済協力開発機構/原子力機構(OECD/NEA)等が主催する各種会合への出席や専門家等の派遣、国際原子力規制者会議(INRA/5月21・22日、9月17日)、

西欧原子力規制者会議（WENRA/4月10・11日、10月15・16日）等の枠組み及び海外の原子力規制機関との二国間会合等への出席等を通じて、海外の知見の取り込みを行った。

- 日中韓上級規制者会合（TRM）第12回会合（11月28日）が北京で開催され、原子力規制委員会の伴委員が出席した。

（原子力安全研究の推進）

- 原子力規制庁は、軽水炉照射材料健全性評価や電気・計装設備用高分子材料の長期健全性評価に係る安全研究を始めとした13研究分野24件の安全研究プロジェクトを実施するとともに、報告書の新たな区分として「NRA技術ノート」を新設した。
- 原子力規制庁職員により、2件のNRA技術報告の公表、1件のNRA技術ノートの公表、19件の論文誌への掲載、3件の国際会議プロシーディングの公表及び34件の学会発表を行った。また、安全研究における優れた学術的な成果の創出が評価され、学会から4件の賞を受賞した。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

- 事故の原因を究明するための継続的な取組として、令和元年度第28回原子力規制委員会（令和元年9月11日）において、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により、事故分析に必要な現場調査等が可能となったこと等を踏まえ、事故分析の実施方針及び体制について改めて整備し、令和2年内を目途に、中間的な報告書を取りまとめることとした。
- 原子力規制庁による18回の現場調査で得られた情報等を基に、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において、原子炉格納容器耐圧強化ベントラインを通じた放射性物質等の放出経路などに係る検討を行った。
- 事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、原子力規制庁、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力等が参画する連絡・調整会議を令和元年度より開催することとし、本年度は3回開催し、必要な調整等を行った。

提言6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

令和元年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施）

- 原子力規制委員会は、実用発電用原子炉については、以下の措置を行った。
 - ・ 女川原子力発電所に係る新規規制基準に適合するための設置変更の許可
 - ・ 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の特重施設の設置に係る設置変更の許可
 - ・ 大飯発電所3号炉及び4号炉の特重施設の設置に係る設置変更の許可
 - ・ 申請のあった全ての発電所についての地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る設置変更の許可
 - ・ 申請のあった全ての発電所についての内部溢水による管理区域外への漏えいの防止対策に係る設置変更の許可
 - ・ 大飯発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の認可
- 原子力規制委員会は、核燃料施設等については、原子力規制庁より以下の報告を受けた。
 - ・ 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉安全性研究炉（NSRR）についての新規規制基準適合性に係る設計及び工事の方法に対する認可（設工認）における消火設備の申請漏れ
 - ・ 試験研究用等原子炉施設の設工認等申請漏れの再発防止策及び試験研究用等原子炉施設の設工認等の審査の合理化について
- 令和元年度第58回原子力規制委員会（令和2年1月19日）において、原子力施設に係る審査全般の改善策について了承した。

（核セキュリティ対策の強化）

- 政府は、平成26年度に政府が受け入れたIAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるためのフォローアップミッションの報告書を4月に受領した。〔再掲〕
- 令和元年12月に報告書を公開するとともに、IPPASフォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について、令和元年度第48回原子力規制委員会（令和元年12月16日）に報告を行った。

【参考】国会への提言について

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 4：電気事業者の監視

東京電力は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 4) 1) ～ 3) の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。